

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 2月17日
【会社名】	片倉チッカリン株式会社
【英訳名】	Katakura Chikkarin Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野 村 豊
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北一丁目13番 5号
【電話番号】	東京(5216)代表6611番
【事務連絡者氏名】	執行役員経本部長 清 水 達 也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北一丁目13番 5号
【電話番号】	東京(5216)代表6611番
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺 井 正 典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,329,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	片倉チッカリン株式会社関東支店 (千葉県袖ヶ浦市北袖13番地) 片倉チッカリン株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市港区船見町 6番地) 片倉チッカリン株式会社関西支店 (兵庫県姫路市飾磨区細江1050番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,800,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成27年2月17日(火)開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	4,800,000株	1,329,600,000	664,800,000
一般募集			
計(総発行株式)	4,800,000株	1,329,600,000	664,800,000

(注) 1 本募集は、丸紅株式会社(以下「丸紅」といいます。)を割当先として行う第三者割当(以下「本第三者割当増資」といいます。)の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は664,800,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
277	138.5	1,000株	平成27年3月5日 (木)	該当事項はあり ません。	平成27年3月5日 (木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに、丸紅との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
片倉チッカリン株式会社 本社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,329,600,000	11,000,000	1,318,600,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額は、登録免許税、弁護士費用、その他の合計額です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」「1 割当予定先の状況」「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、丸紅とのパートナー関係をより一層強化することを直接の目的としておりますが、以下に述べるとおり、現在当社が計画している不動産開発事業及び当社の事業基盤強化のため、平成27年3月以降、多額の費用が必要となることから、本第三者割当増資による上記手取概算額1,318,600,000円はかかる費用に充当する予定です。

まず、当社旧大分工場跡地が、大分市が主体の大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業用地の中に立地しているため、当社は、不動産事業の一環として当該跡地の開発を計画しており、当該跡地の開発に伴うサブリース物件の建築、その付随費用として開発費用総額20億円(概算)を見込んでおります。この開発費用の支出は、当該跡地の汚染土壌除去対策工事費用が平成27年3月に発生し、平成27年10月には建築工事着手料、平成28年3月には中間金、平成28年8月に工事完了残額清算という4回にわたる支出を予定しております。

また、今後も生産体制・営業体制・開発体制等の事業基盤の改善・強化によって競争力を高め、企業価値の向上及び持続的成長を実現するために、老朽化設備に係る合理化費用(培土工場のリサイクルライン設備更新による乾燥効率化、原料・半製品移送設備の更新による歩留まり向上、受変電設備更新による省エネ化等のための費用)及び安全対策費用(強度が低下した液状製品タンクの架台の更新、能力が低下した排ガス処理設備の更新、工場内路面舗装による車輛通行の安全性向上等のための費用)として250百万円、筑波総合研究所の研究棟増築費用として40百万円、グループウェア及びIT機器の更新費用として30百万円の計320百万円の事業基盤強化費用の支出を平成27年度に予定しております。

このように、本第三者割当増資により調達する上記差引手取概算額1,318,600,000円は、大分駅南側土地の開発費用総額20億円及び事業基盤強化費用320百万円の一部に充当する予定です。なお、当社グループは、現金及び預金を794百万円(平成26年12月31日現在)保有しているため、本第三者割当増資により調達する以外の資金については、当社の手元資金により充当してまいります。

以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
大分駅南側土地の開発に伴うサブリース物件の建築、その付随費用	999百万円	平成27年3月～平成28年8月
事業基盤強化費用	320百万円	平成27年4月～平成27年12月
(事業基盤強化費用の内訳)		
老朽化設備に係る合理化及び安全対策費用	250百万円	平成27年4月～平成27年12月
筑波総合研究所の研究棟増築費用	40百万円	平成27年4月～平成27年7月
グループウェア及びIT機器の更新費用	30百万円	平成27年4月～平成27年8月

なお、当社は、本第三者割当増資による資金調達を実施するにあたり、その他の各種資金調達方法について検討をいたしました。

まず、金融機関からの借入れによって調達することも考えられますが、当社は、平成26年12月末時点で41億円の借入金(短期+長期)があり、今後もこれまでと同様に事業基盤強化に向けた継続的な設備投資等が必要な状況の中で、本第三者割当増資で調達する資金全額を借入金で賅った場合の返済リスク及び調達価額に対する費用の負担を考慮すると、全額について借入金による資金調達とすることは困難であり、その大部分を資本性の資金で対応すべきであると考えております。また、大分駅南側土地の開発に伴うサプリース物件の建築・運営等による費用負担が、当社の業容悪化時にリスクとなる可能性も否定できないことから、当社の財務基盤の健全性を維持するために、相当程度について返済を必要としない手段で長期安定的な資金調達を行う必要があります。

また、資金の調達方法としては、第三者割当の他、公募増資や株主割当増資といった方法もありますが、本第三者割当増資は、そもそも後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」「1 割当予定先の状況」「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、丸紅とのパートナー関係をより一層強化し、丸紅の海外ネットワーク等の強みを生かすことによって当社グループの企業価値のさらなる向上を目指すものであって、特定の者のみを募集株式の引受人とする第三者割当増資の方法が馴染むものである一方、特定の者のみを募集株主の引受人とすることを必ずしも前提としない公募増資や株主割当増資といった方法は馴染まないものであること、並びに資金調達の確実性及び迅速性という観点から、当社による今回の資金調達については第三者割当の方法によるものとしております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	丸紅株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
直近の有価証券報告書の提出日	<p>有価証券報告書 第90期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 提出日：平成26年6月20日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第91期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 提出日：平成26年8月12日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第91期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 提出日：平成26年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第91期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 提出日：平成27年2月12日 関東財務局長に提出</p>

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	丸紅は当社の普通株式5,368,789株(25.00%)を所有しており、当社の筆頭株主であります。
人事関係		丸紅の従業員1名が当社取締役を、丸紅の従業員2名が当社監査役をそれぞれ兼務しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		当社は、当社の原材料の一部を丸紅から仕入れ、製品の一部を丸紅系列の販路を通じて販売しております。

(注) 1 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

c . 割当予定先の選定理由

当社グループの主力事業分野である肥料業界では、農業従事者の高齢化や農作物価格の低迷といった農業の構造的な問題や生産コスト低減の動きなどを背景に、肥料需要の低迷が続いております。肥料需要の減少に伴う企業間競争の激化や原燃料市況の変動リスク、近時の円安の進行や世界的な食糧用穀物の需要の増加に伴う輸入原料価格上昇の懸念に加え、東北地区では、東日本大震災や原子力発電所事故被害の影響が継続することが想定されるなど、事業環境は引き続き厳しいものとなることが予想されます。

また、政府は世界の食糧事情や環太平洋経済連携協定(TPP)交渉等をふまえて、我が国の農業を持続可能で強固なものとするべく様々な農業政策について検討を進めている中、平成30年に減反政策廃止を正式決定し、さらに日本農業の再生を目指した農業関係法規の見直しを進めていく模様であり、今後、当社グループを取り巻く事業環境に急激な変化が生じることが予想されます。

このような状況の中、当社グループは、最大の強みである、消費者が求める「安全・安心・良食味」の農産物生産に適した有機関連製品の製造・販売・普及、各地域の生産者ニーズにきめこまかく対応した生産・販売体制の構築をより一層進めることによって、現在の厳しい農業環境においても当社グループの企業価値を向上させ、ひいては日本の農業に貢献すべく事業活動を進めております。特に、前事業年度においては、主力事業である肥料事業において、営業力強化と高付加価値製品の販売活動を行うとともに徹底したコスト削減に取り組んだことに加え、化粧品事業に

おける化粧品原料の販売が国内・海外ともに増加したこと及び海外事業において中国向けに肥料製造技術の輸出を行ったことが大幅な増益に繋がり、中期事業計画「復活 2013」の利益目標を達成することができました。

そこで、当社グループは、主力事業である肥料事業をさらに充実させることに加え、その他事業(化粧品事業、不動産事業)の強化及び積極的な海外事業の展開をすることこそが、当社グループの中長期的な発展に資するものと考え、中期事業計画「挑戦 2016」として、以下の各目標を掲げております。また、当社は、国内における肥料需要が低迷している現況においては、以下の目標実現が重要であることは勿論のこと、以下の乃至の目標実現も非常に重要であると考え、これらの目標の実現に向けた早期かつ効率的な取り組みを検討しております。

肥料事業の強化

主力事業である肥料事業をより強固なものにするために、「安全・安心・良食味」の農作物生産に適した有機関連製品を中心に、全国に配置した当社グループの製造・営業拠点を活かして、地域に密着した提案型の営業活動をより積極的に推進します。具体的には、土づくりのアドバイスや指導のできる土壤医の養成及び昨年4月に新設した「つくば分析センター」を活用して、土壤分析や栽培指導等の生産者ニーズに応えたサービスの提供を行ってまいります。

化粧品事業の国内外における拡大

化粧品事業においては、天然素材由来の化粧品原料の国内外での販売拡大、新たな原料・用途の開発等による収益基盤の強化及び化粧品凍結乾燥品製造受託のさらなる拡販と事業拡大を目指し、効率的な生産・販売体制を強化します。

不動産事業における新規開発

不動産事業においては、当社所有の大分駅南側土地の新規開発により、さらなる収益の向上を目指します。

海外事業の輸出促進

海外事業においては、前期より立ち上げた海外事業推進チームによる肥料製造技術や堆肥化技術等の輸出について、世界的な食糧増産の煽りを受け、主にアジア地区での肥料増産や高機能肥料生産技術の新規需要が見込まれ、さらなる技術輸出の促進を図ることにより、収益力の向上を目指します。

このような状況の中で、当社は、当社の既存かつ筆頭株主として当社グループの事業戦略を良く理解し、広い物流網をはじめ海外にも強いネットワークを有している丸紅とのパートナー関係をより一層強化することが、中期事業計画「挑戦 2016」が掲げる各目標、特にの化粧品原料の国内外での販売拡大及びの肥料製造技術や堆肥化技術等の輸出促進といった目標を、早期かつ効率的に達成するための最善の手法であると考え、今般、丸紅を割当予定先とする本第三者割当増資を実施することといたしました。丸紅グループは、海外における肥料及び肥料原料(カリ)の取扱いシェアがトップの地位にあり、かつ、上述のとおり技術輸出等の面において当社の海外事業の輸出促進を強化した実績も既にあります。技術輸出を求める顧客の紹介や化粧品原料の販売先の開拓、また現地顧客と当社とのコーディネーション等の分野で、海外に強いネットワークを有する丸紅グループが果たす役割は大きいと考えており、上記の各目標を達成するために丸紅との資本関係を強化する上記目的・判断には合理性があるものと考えております。また、平成26年度から平成28年度の中期事業計画である「挑戦 2016」が掲げる各目標達成のためには、可及的速やかに丸紅との資本関係を強化することが望ましいこと、及び、上記「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」に記載のとおり、不動産開発事業及び当社の事業基盤強化のため、平成27年3月以降に多額の費用が必要となることからすれば、本第三者割当増資を実施する時期は適切であると考えております。

さらに、当社は、長期的な肥料需要の減少傾向に対して、自社内での生産の効率化、技術革新の追求等により厳しい環境下にある肥料業界で持続的成長を図ることには限界もあるため、経営統合により生産体制、販売体制、開発体制等の事業基盤を抜本的に改善・強化し、経営統合による経営合理化を可及的速やかに実現することが、企業価値の持続的成長及び株主利益の拡大に必要と判断しております。そして、果樹・園芸用有機複合肥料を得意とする当社にとって、米麦向け化成肥料を得意とするコープケミカル株式会社(以下「コープケミカル」といいます。)と統合することが最善であると判断し、本日開催した取締役会の決議に基づき、コープケミカルとの間で、平成27年10月1日(予定)を効力発生日として両社が対等の精神に基づき合併し、両社の経営を統合すること(以下「本経営統合」といいます。)について、基本合意書を締結いたしました。本経営統合の詳細につきましては、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本日付で関東財務局長に提出した臨時報告書(後記「第三部 追完情報」「2 臨時報告書の提出について」参照)をご参照下さい。

本第三者割当増資は、本経営統合が実施された場合の新会社においても、資本を通じた当社と丸紅の強いパートナー関係を維持することに寄与し、その結果、上記記載の乃至の各目標の実現、及び、当社(新会社)の事業のさらなる発展の実現にも資するとともに、新会社における財務基盤の強化、健全な財務体質の維持にも寄与するものと判断しております。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 4,800,000株

e. 株券等の保有方針

丸紅からは、割り当てる当社普通株式の保有方針について、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社は、丸紅より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、丸紅の直近の有価証券報告書(平成26年6月20日提出)、第1四半期報告書(平成26年8月12日提出)、第2四半期報告書(平成26年11月13日提出)及び第3四半期報告書(平成27年2月12日提出)に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みについて問題はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

丸紅は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、丸紅が当該証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、丸紅の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成27年2月16日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である277円といたしました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)(以下「日証協指針」といいます。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本第三者割当の発行価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、かかる発行価格277円は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値273.70円に対しては1.21%のプレミアム、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値265.37円に対しては4.38%のプレミアム、直前営業日から6か月遡った期間の終値の単純平均値264.61円に対しては4.68%のプレミアムを行った金額となります。

当社といたしましては、本発行価格は合理的で有利発行に当たらないと判断しており、本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社の監査役2名(うち社外監査役1名)全員が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、上記日証協指針にも準拠したものであることから適法かつ妥当であり、また当社株式の株価の推移、市場全体の環境、当社の事業状況等を勘案しても、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。

なお、当社取締役のうち石堂浩氏は、丸紅の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本第三者割当増資に関する当社取締役会における審議及び決議には参加しておりません。また、当社監査役のうち田邊巳三氏及び奥山裕氏は、丸紅の従業員を兼務しているため、同様の理由から、上記当社取締役会の審議には参加しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数4,800,000株は、当社発行済株式総数21,474,562株に対し22.35%(小数点第三位を四捨五入)であり、また議決権個数4,800個は、平成26年9月30日現在の議決権総数21,003個に対して22.85%(小数点第三位を四捨五入)となり、一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資は、上記「1 割当予定先の状況」「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、丸紅とのパートナー関係の強化を図ることで当事業のさらなる発展の実現に資すると期待でき、また、上記「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」に記載のとおり、現在計画している当社所有の大分駅南側土地の開発費用総額20億円(概算)及び事業基盤強化費用320百万円の一部に充当することで当社の自己資本を強化し財務状況を安定させることを目的としており(当社グループの現金及び預金は794百万円(平成26年12月31日現在))、当社の中長期的な企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。以上から、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1丁目4-2	5,368	25.56	10,168	39.41
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	946	4.50	946	3.67
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	929	4.42	929	3.60
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	873	4.16	873	3.38
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	677	3.22	677	2.62
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	485	2.31	485	1.88
片倉チッカリン従業員持株会	東京都千代田区九段北1丁目13-5	335	1.60	335	1.30
大久保 敬一	香川県観音寺市	320	1.52	320	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	284	1.35	284	1.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	269	1.28	269	1.04
計		10,490	49.95	15,290	59.26

- (注) 1 本第三者割当増資前の大株主構成は、平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年9月30日現在の総議決権数に、本第三者割当増資により増加する議決権数(4,800個)を加えて算出した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第99期)及び四半期報告書(第100期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月17日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成27年2月17日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(平成26年6月19日)提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月17日)までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

・平成26年6月20日提出の臨時報告書

[提出理由]

平成26年6月19日開催の当社第99期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の期末配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額212,497,940円

ロ 効力発生日

平成26年6月20日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、野村 豊、伊藤 敬、中村義彦、小野寺 保良、佐久間 藏、石堂 浩、竹内彰雄、野村一郎の8氏を選任する。

石堂 浩、竹内彰雄及び野村一郎の3氏は、社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、佐竹孝一及び田邊巳三の両氏を選任する。

佐竹孝一及び田邊巳三の両氏は社外監査役候補者である。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役西見 徹及び退任監査役菊地泰之に対し、当社の内規の定めに従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	賛成率	決議結果
第1号議案	15,326個	20個	0個	99.86%	可決
第2号議案					
野村 豊	15,119個	227個	0個	98.52%	可決
伊藤 敬	15,058個	288個	0個	98.12%	可決
中村 義彦	15,107個	239個	0個	98.44%	可決
小野寺 保良	15,058個	288個	0個	98.12%	可決
佐久間 藏	15,058個	288個	0個	98.12%	可決
石堂 浩	14,536個	810個	0個	94.72%	可決
竹内 彰雄	14,910個	436個	0個	97.15%	可決
野村 一郎	14,910個	436個	0個	97.15%	可決
第3号議案					
佐竹 孝一	14,014個	1,332個	0個	91.32%	可決
田邊 巳三	13,982個	1,364個	0個	91.11%	可決
第4号議案	13,739個	1,607個	0個	89.52%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・平成26年12月19日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社は、固定資産の譲渡を決議し、下記の報告内容の通り、売買契約を締結いたしました。これに伴い、当社及び当社グループ(当社及び連結子会社)の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該事象の発生日

平成26年12月11日

(2) 当該事象の内容

譲渡の理由

大分市が主体の大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業用地の中に当社旧大分工場跡地が立地しており、当社不動産事業の一環として開発を検討しております。このたび、区画整理により当社の仮換地となっている大分駅北側土地については、飛び地となることから平成27年2月に売却することいたしました。

譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	譲渡価額	帳簿価額	譲渡益	現況
大分県南土地区画整理事業施行地区19街区符号1 (地番未定) 土地 735.00㎡	378百万円	12百万円	354百万円	事業用資産

(注) 譲渡益は譲渡価額から帳簿価額と譲渡に伴う諸費用を控除した概算金額を記載しております。

譲渡先の概要

名称	株式会社ファミリー
所在地	福岡県福岡市中央区天神5-7-1 ファーネスト天神ビル
事業内容	総合不動産業
当社との関係	譲渡先と当社の間には、資本関係、人的関係及び取引関係はなく、また譲渡先は、当社の関連当事者には該当しません。

譲渡の日程

契約締結日 平成26年12月11日
物件引渡日 平成27年2月12日(予定)

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該固定資産譲渡に伴い、平成27年3月期の財務諸表及び連結財務諸表において、固定資産売却益354百万円を特別利益に計上する予定であります。

・平成27年2月17日提出の臨時報告書

[提出理由]

片倉チッカリン株式会社(以下「片倉チッカリン」といいます。)は、平成27年2月17日開催の取締役会において、コープケミカル株式会社(以下「コープケミカル」といい、片倉チッカリンと併せて「両社」といいます。)との間で、平成27年10月1日(予定)を効力発生日として、片倉チッカリンを存続会社とする合併(以下「本合併」といいます。)により両社が対等の精神に基づき経営統合すること(以下「本経営統合」といいます。)を定めた統合基本合意書(以下「本統合基本契約」といいます。)を締結することを決議し、同日付で本統合基本契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づき、臨時報告書を提出いたします。

[報告内容]

(1) 本合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	コープケミカル株式会社
本店の所在地	東京都千代田区一番町23番地3
代表者の氏名	取締役社長 小池 一平
資本金の額	2,800百万円(平成26年3月31日現在)
純資産の額	(単体)7,198百万円(平成26年3月31日現在) (連結)7,716百万円(平成26年3月31日現在)
総資産の額	(単体)23,733百万円(平成26年3月31日現在) (連結)24,928百万円(平成26年3月31日現在)
事業の内容	肥料事業、化成品事業、その他事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
(連結)

(単位：百万円)

事業年度	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	21,595	21,412	22,762
営業利益	629	250	540
経常利益	506	140	433
純利益	51	121	139

(注) は損失を示す。

(単体)

(単位：百万円)

事業年度	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	19,971	20,007	21,211
営業利益	542	227	504
経常利益	439	122	396
純利益	260	103	100

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成26年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
全国農業協同組合連合会	12.7
ラサ工業株式会社	8.9
三菱レイヨン株式会社	8.9
三菱瓦斯化学株式会社	8.8
農林中央金庫	3.4
共栄火災海上保険株式会社	3.2
三菱化学株式会社	3.0
朝日工業株式会社	1.7
日本マタイ株式会社	1.7
全農グリーンリソース株式会社	1.6

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	片倉チッカリンはコープケミカルより化成品を仕入れております。(平成26年3月期実績27百万円)

(2) 本合併の目的

本経営統合の目的

本経営統合は、果樹・園芸用有機複合肥料を得意とする片倉チッカリンと、米麦向け化成肥料を得意とするコープケミカルとの経営統合であり、本経営統合により、全ての営農類型をカバーする日本最大の売上規模の肥料会社が誕生します。

両社は、本経営統合により、各々の会社で培ってきた優れた製品品質、技術力、製品開発力、原材料調達力、生産力を強化するとともに、双方の販売拠点と取扱品目を拡大し、事業及び開発における領域を広げること、お客様である生産者様のニーズへの対応力を強化してまいります。また管理部門における重複機能の排除、生産品目の精査・見直しによる工場稼働率の向上、IT関連コストの見直しなどにより経営効率を高め、生産コストを引き下げることで競争力を高めてまいります。これら両社の経営資源・資産の融合による相乗効果を追求し、肥料市場において業界最高の競争力を実現し、日本最大の売上規模に加えて、国内最高峰の品質・技術力・開発力等を備えた名実ともに国内トップクラスの肥料メーカーに発展することを目指してまいります。両社の総力を結集しこれらの相乗効果を実現することで、企業価値の向上及び持続的成長、株主利益の拡大、さらにはお客様の発展に貢献するとともに、日本の農業及び経済の発展と、豊かな社会の創造に寄与してまいります。

本経営統合の背景・趣旨

両社の主力事業分野である肥料業界は、以下のような厳しい環境にあります。

- (a) 農業者の高齢化・後継者不足による農業従事者の減少、耕作放棄地の拡大、輸入農作物の増大による肥料需要の減少
- (b) 農作物生産者の生産コスト低減の動きを背景とした肥料需要の減少
- (c) 肥料需要の減少に伴う国内企業間競争の激化
- (d) マーケットのグローバル化に伴う海外肥料メーカーとの競争の激化
- (e) 円安の進行に伴う輸入原料価格上昇の懸念

こうした厳しい環境の中、両社は各々生産の効率化(原価低減・原価改善等)や技術革新の追求(より良い商品・サービスの提供)等を推し進めてまいりましたが、長期的な肥料需要の減少傾向に対して、自社内での生産の効率化、技術革新の追求等により厳しい環境下にある肥料業界で持続的成長を図ることには限界もあり経営統合等により生産体制、販売体制、開発体制等の事業基盤の抜本的強化を行う必要があると認識しておりました。今後も肥料需要が減少し、企業間競争が増々激化していくと想定されます。またマーケットのグローバル化に伴い海外肥料メーカーとも競争激化傾向にあることを踏まえると、経営統合により生産体制、販売体制、開発体制等の事業基盤を抜本的に改善・強化し、経営統合による経営合理化を可及的速やかに実現することが、企業価値の持続的成長及び株主利益の拡大に必要と判断いたしました。

本経営統合により期待される効果

定量的な経営統合の効果については、今後検討を進めてまいります。定性的な経営統合の効果としては以下の効果が期待されます。

- (a) 販売関連 : 強みを有する販売地域の相互補完、販売拠点・取扱品目の拡充、クロスセルの推進による、幅広い経営規模(大規模農業法人から小規模兼業農家)、営農類型(水稻、畑作、露地、施設園芸、果樹等)の生産者様のニーズに応える総合肥料メーカーへの進化
- (b) 調達関連 : 仕入の一元化によるスケールメリットの享受
- (c) 生産関連 : 生産品目、生産方法の精査・見直しによる効率的生産体制の構築
- (d) 開発関連 : 技術・研究開発の融合による革新的な商品の創造と開発スピードの向上
- (e) 管理その他 : 各種インフラや間接機能の共有化・標準化等によるコスト削減、キャッシュマネジメントの一元化による効率化、人材交流による相互ノウハウの有効活用と組織の活性化

両社は、経営資源・資産の融合による相乗効果を追求し、肥料市場において業界最高の競争力を実現し、名実ともに国内トップクラスの肥料メーカーに発展することを目指してまいります。

なお、新会社においてはコープケミカルの筆頭株主である全国農業協同組合連合会、片倉チッカリンの筆頭株主である丸紅株式会社との3者が相互に協力して関係強化を図り、積極的な事業展開を推進してまいります。

本経営統合の推進体制

今後、両社は、合併委員会（仮称）を設置して、本経営統合後の組織体制・運営等を具体的に協議・検討してまいります。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容

本合併の方法

本経営統合は対等の精神に基づき実施されますが、本合併の手續上、片倉チッカリンを吸収合併存続会社、コープケミカルを吸収合併消滅会社といたします。

本合併に係る割当ての内容

	片倉チッカリン (吸収合併存続会社)	コープケミカル (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容 (合併比率)	1	0.275

(注1)本合併により交付する片倉チッカリンの株式数：24,534,815株(予定)

本合併により交付する株式数は、コープケミカルの自己株式数の変動等により、今後修正される可能性があります。

なお、本合併により交付する片倉チッカリンの株式数は、片倉チッカリン及びコープケミカルが予定しております、第三者割当による新株式発行による影響を反映しております。詳細は、本日片倉チッカリン及びコープケミカルが別途開示しております有価証券届出書をご参照下さい。

(注2)片倉チッカリンは、合併期日前日の最終の時点におけるコープケミカルの各株主に対し、その有するコープケミカルの株式1株に対し、片倉チッカリンの株式0.275株を割当て交付いたします。ただし、コープケミカルが保有する自己株式(平成26年12月31日現在：32,489株)については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注3)本合併に伴い、片倉チッカリンの単元未満株式(1,000株未満の株式)を所有することとなる株主様は、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。片倉チッカリンの単元未満株式を所有することとなる株主様は、単元未満株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度(1,000株への株式の買増し)

会社法第194条第1項及び片倉チッカリンの定款の規定に基づき、株主様が所有することとなる片倉チッカリンの単元未満株式の数と併せて単元株式数(1,000株)となる数の株式を売り渡すよう、片倉チッカリンに対して請求することができる制度です。

単元未満株式の買取制度(1,000株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、株主様が所有することとなる片倉チッカリンの単元未満株式を買い取るよう、片倉チッカリンに対して請求することができる制度です。

(注4)本合併に伴い、片倉チッカリンの株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるコープケミカルの株主様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、片倉チッカリンが1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

その他の本統合基本契約の内容

合併契約を平成27年3月下旬に締結し、合併期日(効力発生日)は同年10月1日を予定しております。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

片倉チッカリン及びコープケミカルは、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。片倉チッカリンは、第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。)を起用いたしました。コープケミカルは、第三者算定機関として税理士法人平成会計社(以下「平成会計社」といいます。)を起用いたしました。

各第三者算定機関の分析概要に関しましては、別紙1「合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要」をご参照下さい。

なお、片倉チッカリン及びコープケミカルが各第三者算定機関に対して提出したディスカウント・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前事業年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは片倉チッカリンについては、平成28年3月期に対前事業年度において30%をやや上回る増益が見込まれています。これは平成27年3月期に消費税増税による前倒し需要の反動による減益、平成28年3月期については当該影響が解消することによる増益を見込んでいるためです。またコープケミカルについては、平成28年3月期に対前事業年度において約120%の増益、平成29年3月期に対前事業年度において約30%の増益が見込まれています。これは平成27年3月期において、消費税増税に伴う前倒し需要の反動により減益となっておりますが、平成28年3月期につきましては、当該影響が解消することによる増益及び平成27年3月期より販売を開始した土壌改良資材の販売拡大を要因とする増益を見込んでいるためです。また、平成29年3月期については、土壌改良資材のさらなる拡販、要員減や請負作業の内製化など生産体制の効率化を図り、原価率が改善され増益を見込んでいるためです。

算定に関する事項

上記記載のとおり、片倉チッカリンはデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに、コープケミカルは平成会計社に、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、本日、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

上記合併比率は、別紙1「合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要」の「1.片倉チッカリンの第三者算定機関による分析概要」における市場株価法のレンジ外であり、DCF法のレンジ内のうち市場株価法による算定結果に近い数値となっております。これは、片倉チッカリン及びコープケミカルが予定しております、第三者割当による新株式発行による影響について、DCF法は、第三者割当増資の払込期日が本合併の効力発生日前であることから、第三者割当による新株式発行による影響(払込金額がネットデット及び発行済株式総数に与える影響)を反映可能であり、かつ両社の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されていることからDCF法による評価レンジをベースとしつつ、市場株価法は、第三者割当による新株式発行による影響を反映できないものの、株式市場における実際の株価を参照する方法であり客観的な市場株価であることから市場株価法による評価レンジについても考慮の上、両社で慎重に協議を重ねた結果、合意・決定したものであり、当該合併比率は妥当であると判断しております。

なお、第三者割当増資についての詳細は、本日は片倉チッカリン及びコープケミカルが別途開示しております有価証券届出書をご参照下さい。

算定機関との関係

片倉チッカリンのフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー、コープケミカル(第三者算定機関)である平成会計社は、それぞれ片倉チッカリン及びコープケミカルに関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、コープケミカルの普通株式は、平成27年9月28日を目処に、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、コープケミカルの普通株式を各金融商品取引所において取引することができなくなります。本合併の効力発生日においてコープケミカルの株主様に割り当てられる片倉チッカリンの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式のみの割り当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

本合併により、片倉チッカリンの単元未満株式を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買増請求制度、買取請求制度を利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細につきましては、上記2(3)（注3）をご参照下さい。

なお、コープケミカルの普通株式については、最終売買日である平成27年9月25日(予定)までは、東京証券取引所において従来どおり取引することができます。

公正性を担保するための措置

片倉チッカリンは、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

(a)独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

片倉チッカリンは、本合併における合併比率の公正性を担保するため、上記2(4)に記載のとおり、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本合併にかかる合併比率算定書の提出を受けました。片倉チッカリンは、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの分析及び意見を参考として、コープケミカルとの交渉・協議を行い、上記2(3)記載の合意した合併比率により本合併を行うことを本日の取締役会で決議いたしました。なお、片倉チッカリンは、第三者算定機関から、本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)の取得はしておりません。

(b)独立した法律事務所からの助言

片倉チッカリンは、片倉チッカリンの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、片倉チッカリン及びコープケミカルから独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、片倉チッカリンの取締役会の意思決定の方法、過程及びその他本合併に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、コープケミカルは、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

(a)独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

コープケミカルは、本合併における合併比率の公正性を担保するため、上記2(4)に記載のとおり、第三者算定機関である平成会計社から本合併にかかる合併比率算定書の提出を受けました。コープケミカルは、第三者算定機関である平成会計社の分析及び意見を参考として、片倉チッカリンとの交渉・協議を行い、上記2(3)記載の合意した合併比率により本合併を行うことを本日の取締役会で決議いたしました。

なお、コープケミカルは、第三者算定機関から、本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)の取得はしておりません。

(b)独立した法律事務所からの助言

コープケミカルは、コープケミカルの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、片倉チッカリン及びコープケミカルから独立したリーガル・アドバイザーである奥野総合法律事務所・外国法共同事業から、コープケミカルの取締役会の意思決定の方法、過程及びその他本合併に係る手続に関する法的助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

本合併に際しては、片倉チッカリンとコープケミカルとの間には、特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	片倉コープアグリ株式会社(英文名: Katakura & Co-op Agri Corporation)
本店の所在地(予定)	東京都千代田区
代表者の氏名(予定)	代表取締役会長 小池一平(現・コープケミカル取締役社長) 代表取締役社長 野村 豊(現・片倉チッカリン代表取締役社長)
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	肥料事業、飼料事業、化成品事業、不動産事業、化粧品事業、その他事業

なお、上記の他、本合併に必要な事項はコープケミカルと別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要

1. 片倉チッカリンの第三者算定機関による分析概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)及び市場株価法による算定を行いました。DCF法は、両社について事業計画の入手が可能であり、片倉チッカリン及びコープケミカルが予定しております第三者割当増資の影響及び将来の事業活動の状況を評価に反映するため採用いたしました。市場株価法は、第三者割当による新株式発行による影響を反映できないものの、両社株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれについて客観的な市場株価が存在していることから採用いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の評価レンジは、片倉チッカリンの株式1株当たりの株式価値を1とした場合のコープケミカルの1株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価法	0.39 ~ 0.41
DCF法	0.20 ~ 0.30

市場株価法については、平成27年2月16日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

なお、片倉チッカリン及びコープケミカルが予定しております、第三者割当による新株式発行による影響について、DCF法においては、第三者割当増資の払込期日が本合併の効力発生日前であることから、第三者割当による新株式発行による影響(ネットデット及び発行済株式総数に与える影響)を反映しております。市場株価法は株式市場における実際の株価を参照する方法であることから当該影響を反映しておりません。

第三者割当増資についての詳細は、本日片倉チッカリン及びコープケミカルが別途開示しております有価証券届出書をご参照下さい。

合併比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については(注)をご参照下さい。

(注)

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、上記の分析及び分析の結果を記載した合併比率算定書の提出に際し、両社の情報及び一般に公表された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に鑑定、評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社から提出された財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

2. コープケミカルの第三者算定機関による分析概要

平成会計社は、合併比率の算定について、第三者割当増資の影響を反映できないものの両社の株式が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場しており客観的な市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社について将来の事業活動の状況及び第三者割当増資の影響を反映することができることから、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行っております。平成会計社が上記各手法に基づき算定した、片倉チッカリンの株式1株当たり株式価値を1とした場合の各手法の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価法	0.386 ~ 0.411
DCF法	0.136 ~ 0.291

(1) 市場株価法

算定報告書作成日の前日である平成27年2月16日を算定基準日として、東京証券取引所第一部におけるコープケミカル及び片倉チッカリンの普通株式の算定基準日における終値及び出来高加重平均価格(以下「VWAP」といいます。)、並びに算定基準日から遡ること1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価及びVWAPを基に、コープケミカル及び片倉チッカリンの普通株式の価値を算定しております。

なお、市場株価法は、過去の市場株価に基づいて合併比率を客観的に算定する手法であるため、将来実施される両社の第三者割当増資による新株式発行の影響は考慮されておられません。

(2) DCF法

DCF法では、両社から入手した今後の設備投資等を織り込んだ事業計画をもとに、平成26年6月末日を基準日として、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した将来の財務予測に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、両社の企業価値や株式価値を分析しております。また、両社の事業計画には本合併による影響は考慮されておられません。

なお、DCF法の算定においては、本合併が本第三者割当増資を実行した後に実施されるものであるため、企業価値の増加要因として両社の第三者割当増資による新株式発行の影響が反映されております。詳細は、本日両社が別途開示しております有価証券届出書をご参照下さい。

合併比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については(注)をご参照下さい。

(注)

平成会計社は、上記の分析及び分析の結果を記載した合併比率算定書の提出に際し、両社から提供を受けた財務予測その他一切の情報、および一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また合併比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で平成会計社に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。)。また、両社とそれらの関係会社の資産および負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定または査定の提供を受けておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第99期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第100期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月[10]日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月18日

片倉チッカリン株式会社
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

指定社員 公認会計士 植木 暢茂 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木下 隆史 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている片倉チッカリン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉チッカリン株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、片倉チッカリン株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、片倉チッカリン株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月18日

片倉チッカリン株式会社
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

指定社員 公認会計士 植木 暢茂 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木下 隆史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている片倉チッカリン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉チッカリン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月9日

片倉チッカリン株式会社
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 植木 暢茂 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 隆史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている片倉チッカリン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施させる質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、片倉チッカリン株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。